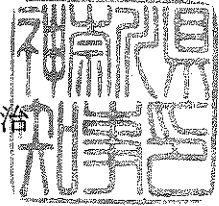


水第 2120 号
令和 5 年 3 月 13 日

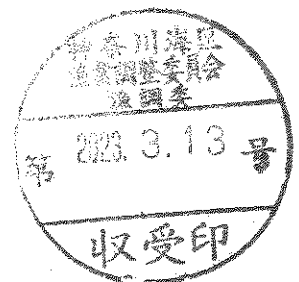
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



移動式刺し網漁業（かますを目的とする狩刺し網漁業、ぼら及びすずきを目的とする狩刺し網漁業）に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第3号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数の他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をする者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かまを目的とする狩刺し網漁業	4	定めなし	共第10号共同漁業権の漁場の区域のうち鎌倉市稲村ガ崎地先から同市材木座地先に至る海面	1月1日から12月31日まで	鎌倉市坂ノ下に漁業根拠地※を有する者かつ共第10号共同漁業権の漁場の区域においてかまを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	共同漁業権にもとづく共同漁業の操業を妨げてはならない。	令和5年4月10日から令和5年5月9日まで	令和5年5月28日から令和5年8月16日まで
およびさきを目的とする狩刺し網漁業	6	同上	同上	同上	鎌倉市坂ノ下、材木座に漁業根拠地を有している者かつ共第10号共同漁業権の漁場の区域においておよびさきを目的とする狩刺し網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業者の受忍を受けている者	同上	同上	同上

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業の運航の主たる本拠となる地をいう。